

第五十一回国会 衆議院 法務委員會議録 第二十号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 細道 兼光君

理事 佐伯 良作君

理事 千葉 三郎君

理事 早川 崇君

理事 横山 利秋君

理事 田中 義之進君

理事 神近 市子君

理事 大竹 太郎君

理事 濱田 幸雄君

理事 唐澤 俊樹君

理事 田中 伊三三君

理事 濱野 清吾君

理事 出府 政府委員

出席國務大臣

法務大臣 石井 光次郎君

委員外の出席者

検事 新谷 正夫君

(民事局長)

専門員 高橋 勝好君

三月二十九日

委員賀屋良典君辞任につき、その補欠として鍛治良作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛治良作君辞任につき、その補欠として賀屋良典君が議長の名で委員に選任された。

三月二十六日

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

第一類第三号

法務委員會議録第二十号

昭和四十一年三月二十九日

○大久保委員長 これより會議を開きます。
商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

商法の一部を改正する法律案

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第百七十五條第二項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 株式の譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第百八十條第三項中「第百二十九條第三項第五項」の下に「第六項、第二百二十九條ノ二」を加える。

第百八十七條に次の二項を加える。

第三百四十八條第一項ノ規定ハ創立總會ニ於テ定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ヲ設ケル場合ニ之ヲ準用ス

創立總會ニ於テ前項ノ定款ニ反對シタル株式引受人ハ決議後二週間内ニ限リ其ノ株式ヲ引受テ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變更シテ設立ニ関スル手續ヲ履行スルコトヲ妨ゲズ

第百八十八條第一項中「第八十五條」の下に「若ハ前条第四項」を加える。

第百八十八條第二項第五号中「額面無額面ノ別」を「並ニ」に改める。

第二百四條第一項を次のように改める。

株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第二百四條の次に次の四條を加える。

第二百四條ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ譲渡サントスル株

主ハ会社ニ對シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ノ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ取締役会ハ他ノ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ前項ノ請求ノ日ヨリ二週間内ニ同項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ通知スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ同項ノ通知ガ為サレザルトキハ第一項ノ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認アリタルモノト看做ス

第二百四條ノ三 前条第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日内ニ同条第一項ノ株主ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ為スニハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ總數ヲ以テ除シタル額ニ前条第一項ノ株式ノ數ヲ乗ジタル額ヲ会社ノ本店ノ所在地ノ供託所ニ供託シ且之ヲ証スル書面ヲ前項ノ書面ニ添附スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ第一項ノ請求ガ同項ノ期間内ニ為サレザル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週間内ニ第二項ノ供託所ニ株券ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ為サレザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四條ノ四 前条第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ売買價格ニ付協議調ハザルトキハ当事者ハ同項ノ請求ノ日ヨリ二十日內ニ裁判所ニ對シ売買價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ決定ヲ為スニ付テハ裁判所ハ前条第一項

ノ請求ノ時ニ於ケル会社ノ資産狀態其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ前条第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ以テ売買價格トス

株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

株式ノ売買價格ガ前条第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ超エザルトキハ売買價格ガ確定シタル時ニ代金ノ支払アリタルモノト看做ス売買價格ガ供託シタル額ヲ超ユル場合ニ於テ代金中供託シタル額ニ相当スル部分ニ付亦同ジ

第二百四條ノ二第三項ノ規定ハ売買價格ト供託シタル額トノ差額ニ相当スル金額ノ支払ナキ為株主ガ売買ノ解除ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四條ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ競売又ハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ對シ其ノ株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受ケベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四條ノ二第二項第三項及前二條ノ規定ヲ準用ス

第二百五條を次のように改める。

第二百五條 株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス

第二百十條第四号中「第二百四十五條」の下に「第二百四十九條第一項」を加える。

第二百二十三條から第二百三十一條までを次のように改める。

第二百十三條 会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ發行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外其ノ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

資本ノ額ガ額面株式一株ノ金額ニ発行済株式ノ

総数ヲ乗ジタル額ニ端タザルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得ズ

第二百十四条乃至第二百二十一条 削除

第二百二十二条ノ四中「株式申込証」の下に「又ハ新株引受権証書」を加える。

第二百二十三条第一項中「記名式ノ株式」を記名株式に改め、同項第二号中「並ニ株券ノ番号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ番号

第二百二十五条に次の一号を加える。

八 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

第二百二十六条ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ記名株式ニ付株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依ル記載ヲ為シタルトキハ株券ノ発行ハ之ヲ為スコトヲ得且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ対シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依ル株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ対シ前項ノ規定ニ依ル株券発行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相当スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十九条中「ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百五条第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルト

キ」を削る。

第二百三十九条に次の一項を加える会。

会社ハ株主ガ二人以上ノ代理人ヲ總會ニ出席セシムルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百三十九条の次に次の一条を加える。

第二百三十九条ノ二 株主ハ二個以上ノ議決権ヲ有スルトキハ之ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ会日ヨリ三日前ニ会社ニ対シ書面ヲ以テ其ノ旨及理由ヲ通知スルコトヲ要ス

株主ガ株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ会社ハ株主ガ議決権ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百六十六條ノ三第一項中「株式申込証」の下に「新株引受権証書」を加える。

第二百八十条ノ二第一項第五号中「新株ノ引受権ヲ与フベキ者」を「新主ニ新株ノ引受権ヲ与フル旨に改め、同項に次の三号を加える。

六 前号ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキコト
七 株主ノ請求アルトキニ限り新株引受権証書ヲ発行スベキコト及其ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間
八 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シテ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ並ニ之ニ対シ発行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

第二百八十条ノ二第二項中「新株ノ引受権ヲ与フル」を「対シテ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受権ノ目的タル」を「其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ」に改める。

第二百八十条ノ三ただし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二百八十条ノ三ノ二 会社ハ払込期日ノ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別、種類、数、発行価額、払込期日及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三ノ三 前二条ノ規定ハ第二百八

十条ノ二第一項第五号ノ新株ノ引受権ノ目的タル株式及同条第二項ノ決議アリタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

前条ノ規定ハ次条第一項但書ノ端数ノ合計数ニ相当スル株式及新株ノ引受権ヲ有スル者ガ第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ失ヒタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百八十条ノ四第二項中「有スベキ旨」の下に「及新株ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキトキハ其ノ旨」を加える。

第二百八十条ノ五第一項中「新株ノ引受権ヲ有スル者アルトキハ」を「株主ガ新株ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シテ、」並ニ一定ノ期日」を、「一定ノ期日に、」ヲ其ノ者ニ」を並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容ヲ改める。

第二百八十条ノ六の次に次の三条を加える。

第二百八十条ノ六ノ二 第二百八十条ノ二第一項第六号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ同項第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ、其ノ定ナキトキハ第二百八十条ノ五第一項ノ期日ノ二週間前ニ新株引受権証書ヲ発行スルコトヲ要ス

新株引受権証書ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 新株引受権証書ナル旨ノ表示
二 前条ニ掲グル事項
三 新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数
四 一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨

第二百八十条ノ六ノ三 新株ノ引受権ヲ譲渡スニハ新株引受権証書ヲ交付スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ六ノ四 新株引受権証書ヲ発行シタル場合ニ於テハ株式ノ申込ハ新株引受権証書ニ依リテ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ第二百七十五条第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

新株引受権証書ヲ喪失シタル者ハ株式申込証ニ依リ株式ノ申込ヲ為スコトヲ得但シ其ノ申込ハ新株引受権証書ニ依リ申込アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第二百八十条ノ十中「若ハ無額」を削る。

第二百八十条ノ十二中「株式申込証」の下に「若ハ新株引受権証書」を加える。

第二百八十条ノ十四に次の一項を加える。

第二百七十五条第四項及第二百七十七条第二項ノ規定ハ新株引受権証書ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十四条ノ二に次の一項を加える。

五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第三百四十一条ノ四第二項第四号中「前条」を「前条第一号乃至第四号」に改める。

第三百四十一条ノ六中「第二百二十二条ノ五第三項」を削り、同条を第三百四十一条ノ七とし、第三百四十一条ノ五の次に次の一条を加える。

第三百四十一条ノ六 第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ總會ニ於テ議決権ヲ有セズ

第三百四十八條 定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定メ設クル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ拘ラズ總株主ノ過半数ニシテ発行済株式ノ總数ノ三

分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス
前項ノ決議ニ付テハ第二百四十二條第一項ノ株
主モ亦議決權ヲ有ス
転換社債ヲ發行シタル会社ハ転換ノ請求ヲ為ス
コトヲ得ベキ期間經過前ニ於テハ第一項ノ決議
ヲ為スコトヲ得ス

第三百四十九條 前條第一項ノ決議ヲ為スベキ株

主總會ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ定
設定ニ反對ノ意思ヲ通知シ且總會ニ於テ之ニ反
對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ
決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格
ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得
第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規
定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十條 第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為

シタルトキハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ提出
株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ提出
セラレザル株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主
及株主名簿ニ記載アル債權者ニハ各別ニ之ヲ通
知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコ
トヲ得ス

第三百四十八條第一項ノ定ノ設定ハ前項ノ期間

満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第三百七十八條ノ規定ハ第三百四十八條第一項
ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百五十一條乃至第三百七十四條 削除

第四百八條に次の二項を加える。

合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取
締役會ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消
滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル
会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第
一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得
ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ
定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ
定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ

前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存
続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ
通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス
第四百十條第一号中「其ノ種類及數」の下に「

株式ノ譲渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ム
ルトキハ其ノ規定を加える。
第四百十二條第一項及び第四百十三條第一項中
「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「
第三百五十條第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ同項
ノ期間ノ満了後」を加える。

第四百十六條に次の一項を加える。

第三百五十條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八
條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百九十八條第一項第九号中「第二百八十條
ノ六の下に」第二百八十條ノ六ノ二を「株式
申込証」の下に「新株引受權證書」を加え、同項
第十六號を次のように改める。
十六 第二百二十六號ノ二第二項ノ規定ニ違反
シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セ
ザルトキ

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行
する。ただし、前法第八十八條第二項第五
号、第二百五條、第二百三十三條から第二百二
一條まで、第二百二十三條第一項、第二百二十
九條、第二百八十四條ノ二及び第四百九十八條
第一項第十六號の改正規定、同法第二百二十六
條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三
項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日
から、同法第三百四十一條ノ六の改正規定、同
條を同法第三百四十一條ノ七とし、同法第三百
四十一條ノ五の次に一條を加える改正規定並び
に次項及び附則第七項の規定は、公布の日から
施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の前法(以下「新法」と
いう。)の規定は、特別の定めがある場合を除い
ては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも
適用する。ただし、従前の前法(以下「旧法」と
いう。)の規定によつて生じた効力を妨げない。
3 昭和四十二年四月一日前における株式の移転
又は株券の取得については、同日以後も、なお

旧法第二百五條及び第二百二十九條の規定を適
用する。ただし、同日以後の株券の占有につき
新法第二百五條第二項の規定を適用することを
妨げない。

4 昭和四十二年四月一日前に發行された株券を

同日以後に取得した者が、裏書の連號又は株式
の譲渡を証する書面の整否につき調査をしなかつた
場合においても、新法第二百二十九條の規
定の適用については、その調査をしなかつたこ
とをもつて、悪意又は重大な過失があつたもの
とする。ことはできない。

5 新法第二百三十九條第六項及び第二百三十九

條ノ二の規定(新法第八十條第三項及び第四
百三十三條第三項において準用する場合を含む)
は、この法律の施行の日から起算して二週間内
の日を會日とする株主總會又は創立總會におけ
る議決權の行使については、適用しない。

6 この法律の施行前に新株の發行の決議があつ

たときは、その新株の發行に關しては、この法
律の施行後も、なお従前の例による。この法律
の施行前にされた旧法第二百八十條ノ二第二項
の決議において定めた株式の發行に關しても、
同様とする。

7 新法第三百四十一條ノ六第二項の規定は、同

項の一定の日がこの法律の公布の日前であると
きは、適用しない。
(非訟事件手続法の一部改正)
8 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)
の一部を次のように改正する。

第二百二十六條第一項中「第二百七十九條」の下
に「第二百四十四條ノ四第一項」を加える。
第二百三十二條ノ二第一項中「第二百八十條ノ
十四」を「第二百八十條ノ十四第一項」に改める。
第二百三十二條ノ六第一項中「同法」の下に「第
三百四十九條第二項及び」を加え、同條の次に次
の一條を加える。

第二百三十二條ノ七 前法第二百四十四條ノ四第一
項(同法第二百四十四條ノ五ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)ノ規定ニ依ル申請ニ對スル裁判ヲ為

ス場合ニ於テハ裁判所ハ株主又ハ競売若クハ
公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役會
ガ譲渡ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者ト
シテ指定シタル者ノ陳述ヲ聴クベシ
第二百二十九條第一項、第二百二十九條ノ四及ビ
第二百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ前項ノ裁判
ニ付キ之ヲ準用ス
第二百三十五條ノ九第一項中「第二百三十二條ノ
六」を「第二百三十二條ノ七」に改める。

(有限会社法の一部改正)

有限会社法(昭和十三年法律第七十四號)の一
部を次のように改正する。
第十九條第二項から第五項までを次のように
改め、同條第六項、第七項及び第八項後段を削
る。

9

社員ガ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザ
ル者ニ譲渡サントスル場合ニ於テハ社員總會
ノ承認ヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ社員ハ会社ニ對シ譲渡ノ
相手方及譲渡サントスル出資口數ヲ記載シタ
ル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ讓
渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコト
ヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セ
ザルトキハ社員總會ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指
定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ前法第二
百四十四條ノ二第二項後段第三項、第二百四十四條ノ
三第一項乃至第三項及第二百四十四條ノ四ノ規定
ヲ準用ス

社員ニ非ザル者ガ競売又ハ公売ニ因リ持分ヲ
取得シタルトキハ其ノ者ハ会社ニ對シ取得シ
タル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ
承認セザルトキハ其ノ持分ヲ買受クベキ者ヲ
指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二十三條第二項中「第十九條及」を削る。
第六十三條中「第四百八條」を「第四百八條第
一項乃至第三項、第四百八條ノ二」に改める。
(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

10 この法律の施行前にこの法律による改正前の有限会社法第十九条第二項(同法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知があつたときは、その通知に係る持分の譲渡又は買入れについては、なお従前の例による。

(外資に関する法律の一部改正)

11 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「新株の引受権に基き新株が割り当てられたときは、その割り当てられた」とを「与えられた」に改め、同条第二項中「前項の」を「新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の」に改める。

(株式会社法の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正)

12 株式会社法の再評価積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「並びに一定の期日」を、「一定の期日」に改め、「失うべき旨」の下に「並びに株主の請求により新株引受権証書が発行すべき旨を定めたときは、その旨」を加え、同条第二項中「株式申込証」の下に「又は新株引受権証書」を、「第二百八十条ノ六」の下に「又は第二百八十条ノ六ノ二第二項」を加える。

第九条第二項中「前項の」を「新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(新株引受権証書)

第九条の二 前条第一項の新株の引受権については、第三条第一項の決議において、株主の請求により、又はその請求によらないで新株引受権証書が発行すべき旨を定めることができる。

第十条中「前条の規定により」を削る。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

13 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十四条の規定にかかわらず」を「定款をもつて」に改め、「であつて取締役会が承認をしたもの」を削り、同項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

この場合には、株主が株式会社の事業に係る者でない者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に係る者がある者に譲渡しなければならない旨を定めて定めることができる。

第二条第一項中「前条第二項」を「前条」に改め、同条第二項中「前条」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加え、「前条第二項」を「前条」に改める。

第三条中「第一条第一項」を「第一条」に、「同項及び同条第二項」を「同条」に、「株式の譲渡の制限に関する規定」を「定め」に改める。

第四条中「第一条第一項」を「第一条」に、「同条第二項」を「同条」に改める。

(会社更生法の一部改正)

14 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第三項中「第二百八十条ノ四」を「第二百八十条ノ四第一項」に改め、同条第四項後段中「この場合において」の下に、「同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又は株主」とを加える。

(商業登記法の一部改正)

15 商業登記法(昭和三十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(株式の譲渡制限の登記)

第八十六条の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十条第一項の

規定による公告をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第九十条に次の一号を加える。

五 商法第四百八条第四項の場合には、同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

理由

株式会社の運営の安定を図り、株式の譲渡の手續を合理化し、株式会社の資金の調達を容易にし、その方法を適正にする等のため、株式の譲渡につき取締役会の承認を要することとすることができるとし、株式の譲渡は株券の交付によることとし、株主にその新株引受権の譲渡のみを閉き、新株発行の手續を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 ます、政府より提案の理由の説明を求めます。石井法務大臣。

○石井法務大臣 商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、現下の経済情勢にかんがみまして、株式会社の運営の安定をはかり、株式の譲渡の手續を合理化し、さらに株式会社の資金調達の方法を容易に、かつ適正にする等のため早急に改正を要する事項について、商法の一部を改正しようとするものでございます。

次に、この法律案の要旨について申し上げます。

第一に、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定款で定めることができることとし、株式会社の運営の安定をはかることと、株式の譲渡を取締役会が承認しない場合には、他にその株式を買ひ受けるべき者を指定しなければならぬこととして、株主が投下資本を回収することを保障いたしました。

第二に、会社が額面株式と無額面株式とを発行している場合には、株主は、額面株式を無額面株式に、また無額面株式を額面株式にすることを請

求できるものとして、株主の便宜をはかることといたしました。

第三には、記名株式を譲渡するには株券を交付することを要するものと改め、記名株式の移転に裏書きまたは譲渡証書の添付の必要がないものとして、株式の流通の円滑化をはかりますとともに、株券の所持を欲しない株主からその旨の申し出があつたときには、会社は、株券の発行を停止し、または株券を銀行または信託会社に寄託しなければならぬこととして、安定株主の静的安全の保護をはかつたのであります。

第四に、株主が議決権を統一しないで行使できる旨及びその手續を定め、株式の信託の受託者その他他人のために株式を有する株主が、その株式により実質上の利益を受ける者の指図に従つて議決権を行使することを可能にするとともに、会社はその他の株主による議決権の不統一行使を拒むことができるものとした。

第五に、株主以外の者に対し特に有利な発行価額を定めて新株を発行する場合に、株主総会の特別決議を要することとし、新株引き受け権を株主以外の者に対して付与する場合にも、有利発行でなく、したがって株主を書しなないときは、株主総会の特別決議を要しない旨を明らかにして、新株の発行の円滑をはかることと、会社が新株を発行する場合に、株主に新株引き受け権を与える場合等を除き、あらかじめその旨を公告するものとし、新株発行が公正に行なわれるよう担保する手段を講じ、株主の利益の保護をはかつたのでございます。

第六に、株主の新株引き受け権を譲渡する道を開き、新株引き受け権を与えられた株主が新株の払い込み資金を得るために旧株を処分する等の必要がないようにし、株主の利益の保護をはかることと、新株の発行が円滑に行なわれるようにいたしました。

第七に、転換社債の転換の請求は、株式名簿閉鎖期間内でもすることができるとし、転換社債権者は、同期間内に転換の請求をすることに

よって株式を取得して、これを処分する道を開いて、その利益の保護をはかるとともに、転換社債の募集の円滑化をはかりました。

以上がこの法律案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう希望いたします次第でございます。

○大久保委員長 次に、本案について逐条の説明を求めます。新谷民事局長。

○新谷政府委員 商法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

ただ、御承知のように、商法の規定が、各所に分散いたしておりますので、ただいま大臣から御説明のごさいました七つの項目につきまして、項目ごとにとまらして事項別に逐条説明させていただきます。

まず第一に、株式の譲渡制限でございます。商法の第二百四十四条第一項でございますが、現行法は、定数をもつていたしましても、株式の譲渡を制限することはできないものというところになっておりますが、同族会社その他につきましては、会社運営の安定をはかりするために株式の譲渡を制限することを必要とするものがあるわけでございます。そこで、本項の改正によりまして、定数をもつて株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要する旨を定めることができるものとしたいたしました。

しかし、他面におきましてこのような譲渡の制限を認めますと、株主が投下資本の回収を妨げられるおそれがございますので、第二百四十四条ノ二から第二百四十四条ノ四までの規定を新たに設けまして、投下資本の回収を保障する措置を講じたのでございます。

新設の第二百四十四条の規定でございますが、以下三条は、株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要する旨の定めがあります場合に、株主が株式譲渡について取締役会の承認を得ることができないときの投資回収の方法を規定したものでございます。

第一項は、右の定数の定めがあります場合に

は、株式を譲渡しようとする株主は、会社に対して、その譲渡を取締役会が承認しないときは、他に譲渡の相手方を指定すべきことを請求できるものとしたのであります。この請求は、書面をもつてすることを要するのであります。その書面には、譲渡の相手方、譲渡しようとする株式の種類及び数をも記載いたしました。譲渡の内容を明らかにすることとしたのであります。

第二項は、第一項の請求がありました場合に、その請求書に記載されております譲渡を承認しないときは、取締役会は他に譲渡の相手方を指定することを要するものとしたのであります。この場合には、その旨を第一項の請求の日から二週間内に同項の請求をした株主に対して通知しなければならぬものとしたのであります。

第三項は、第二項の通知が同項の期間内になされない場合におきましては、第一項の請求にかかるとみなすこととしたのであります。これによりまして、第一項の請求をいたしました株主は、第一項の書面に記載した譲渡の相手方に株式を譲渡することができることとなるわけでございます。第二百四十四条ノ三は、前条第二項の規定によりまして、取締役会が譲渡の相手方を指定した場合における手続を規定したものであります。

第一項は譲渡の相手方として指定された者は、前条第二項の通知の日から十日内に株主に対して、書面をもって、その株式を自己に売り渡すべきことを請求することができるものとしたのであります。この請求によりまして、請求をした者と株主との間に株式の売買契約が成立した場合と同一の効果を生ずるわけであります。

第二項は、第一項の請求によりまして生ずる買主側の義務の履行を担保いたしますための規定でありまして、第一項の請求をいたしますには、会社の最終の貸借対照表によりまして会社に現在する純資産額を発行済み株式の総数をもって除した額、すなわち一株当たりの純資産額に譲渡の目的たる株式の数を乗じた額を会社の本店の所在地

の供託所に供託いたしましたして、かつ供託したこととを証する書面を第一項の書面に添付することを要するものとしたのでございます。

第三項は、取締役会が譲渡の相手方として指定した者が第一項の期間内に同項の請求をしないときは、前条第一項の株式の譲渡につきまして取締役会の承認があつたものとみなしまして、株主が当初予定したとおり相手方に譲渡し得ることとしたのであります。

第四項は、第一項の請求により生ずる株主の義務の履行を担保するための規定でありまして、第一項の請求がありましたときは、株主は、一週間内に会社の本店の所在地の供託所に株券を供託することを要するものとしたのであります。この場合には、遅滞なく第一項の請求をいたしました者に供託の通知をしなければならないこととしたのであります。

第五項は、株主が前項の期間内に株券の供託をしませんときは、第一項の請求をした者は、売買の解除をすることができる旨を明らかにしたものであります。第二百四十四条ノ四は、第二百四十四条ノ三第一項の請求によりまして成立した株式の売買につきまして、その売買価格の決定方法等について規定したものでございます。

第一項は、前条第一項の請求がありました場合の株式の売買価格につきまして協議がととのわな

いときは、売買の当事者は、同項の請求の日から二十日以内に裁判所に対して売買価格の決定を請求することができるものとしたのであります。

第二項は、裁判所が右の売買価格を決定する際

にしんじやくすべき事情を規定したものであります。第三項は、第一項の期間内に裁判所に対し

のであります。

第四項は、株式の移転の効力の発生は、代金の支払いのときに生ずるものとしたのであります。株式移転の時期を明らかにしたものであります。

第五項は、前条第二項の規定による供託と代金の支払いとの関係を明確にしたものであります。株式の売買価格が供託額をこえないときは、売買価格確定のときに代金の支払いがあつたものとみなし、また売買価格が供託額をこえま

たものとみなしたものであります。第六項は、売買価格が供託額をこえま

たものとみなしたものであります。第二百四十四条ノ五でございますが、株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定数の定めがあり

ます場合、株式が競売または公売された後は公売により株式を取得しました者は、会社に対して書面をもって、競売または公売による取得を承認しないときは株式を買い受けるべき者を指定すべきことを請求することができるものとい

たしまして、その後の手続等につきまして、譲渡に関する規定中所要の規定を準用したものでござ

います。第二百七十五條第二項第四号ノ二の規定でございますが、株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要する旨を定数をもつて定めることとしたことに伴いまして、その定めを株式申し込み証の記載事項としたものでございます。第八十七條は創立総会におきまして定款を更

第三項は、右の場合には、その決議については、会社設立後にその定めを設ける場合と同数の賛成を必要としたものであります。これは後の第三百四十八条の説明を御参照いただきたいと思います。

第四項は、右の決議に反対いたしました株式引き受け人の保護のために、その者に株式引き受けの取り消し権を与えたものであります。

第八十八条第一項は、前条第四項の新設に伴いまして、設立登記の期間の起算日を明確にしたものであります。

第二百二十五条第八号は、株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要する旨を定款をもって定めることができることにいたしましたに伴いまして、その定めを株券の記載事項としたものであります。

第三百四十一条ノ三第五号は、株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要する旨を定款で定めることができることにいたしましたに伴いまして、その定めを株券の記載事項とし込み証、債券及び社債原簿の記載事項としたものであります。

第三百四十八条は、株式の譲渡制限に関する定めのない会社が定款を変更して株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めを設けますと、株主の利害に重大な影響を及ぼしますために、決議の要件等につきまして特別の規定を設けたものであります。

第一項は、右の定款変更決議には、総株主の過半数の賛成と発行済み株式の総数の三分の二以上の賛成を必要としたしまして、決議の要件を厳格にいたしましたものであります。

第二項は、議決権のない株主も、右の決議によって重大な影響を受けますので、その決議について議決権を有するものとしたものであります。

第三項は、株式の譲渡制限に関する定めのない会社が転換社債を発行しております場合には、転換請求期間内に右の定款変更を行ないますと、転

換社債権者の利益を害することになりますので、右期間内は右の定款変更はできないものとしたのであります。

第三百四十九条は、定款を変更して株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要する旨の定めを設ける決議に反対する株主を保護いたしますために、株式の買い取り請求権を認められたものであります。

第一項は、右の買い取り請求権の行使の要件を定めたものであります。右の決議をなすべき株主総会に先立ちまして会社に対し、書面をもって、その定めの設定に反対の意思を通知し、かつ、總會においてこれに反対した株主は会社に対して、自己の有する株式を、決議がなかったとすればその株式の有すべかりし公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができるといたしましたものであります。

第二項は、右の買い取り請求につきまして、営業譲渡の場合の買い取り請求に関する規定中必要の規定を準用したものであります。

第三百五十条は、定款に譲渡制限に関する定めのない会社が定款を変更して株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めを設けました場合には、従来の株券をそのままにしておきま

す。第三項は、不測の損害を与えるおそれがありますので、株券を回収する手続を定めたものであります。

第一項は、右の決議をいたしましたときは、会社はその決議をした旨、一月を下らない一定の期間内に株券を会社に提出すべき旨及びその期間内に提出されない株券は無効となる旨を公告いたしました。かつ、株主及び株主名簿に記載のある買主者には各別に通知をしなければならぬとしたものであります。

第二項は、右の定款の変更は、前項の期間満了のときに、その効力を生ずるものとしたものであります。

第三項は、旧株券を提出することができない者に対する新株券交付の手続を定めますために、第

三百七十八条の規定を準用したものであります。

第四百八条第四項及び第五項の規定であります。が、株式会社が合併をします場合、合併により消滅します会社に株式の譲渡制限に関する定めがなく、合併後存続する会社の定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがあり、または合併により新設する会社の定款にその定めを設ける場合には、消滅会社の株主を保護いたしますために、合併承認決議の要件等を規定したものであります。

第四項は、右の場合、消滅会社における合併承認決議につきましては、第三百四十八条第一項の規定によることにいたしました。

第五項は、吸収合併の場合におきまして消滅会社が右の決議をいたしますには、存続会社の定款に株式の譲渡について取締役会の決議を要する旨の定めがあることを株主に知らせますために、そのことを株主総会招集の通知及び公告の記載事項としたものであります。

第四百十条第一号は、新設合併の場合におきまして、新設会社の株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨を定めますことは、合併当事会社の株主に重大な影響を及ぼしますので、その定めを合併契約書の記載事項としたものであります。

第四百十二条第一項及び第四百十三条第一項は、第四百十六條の改正に伴いまして株主総会または創立総会を招集すべき日を明確にいたしましたのであります。

第四百十六條は、消滅会社の定款に株式譲渡の制限に関する定めがなく、存続会社の定款に株主の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがあり、または新設会社の定款にその定めを設ける場合には、その消滅会社の株券を回収する必要がある場合には、その消滅会社の株券を回収する必要があるものといたしまして、株券の提供に関する第三百五十条第一項及び第三項の規定を準用することとしたのであります。

第二百十條第四号は、第三百四十九条第一項に株主の買い取り請求権を規定したことに伴う条文

の整理でございます。

第三百四十一条ノ四第二項第四号は、第三百四十一条ノ三の改正に伴う条文の整理でございます。

第三百五十一条ないし第三百七十四条は、第三百四十八条から第三百五十条までの改正に伴う整理でございます。

第二点の額面株式と無額面株式との変更でございますが、第二百十三条におきまして、額面株式と無額面株式との相互の変更を認める規定が現行法にございせんが、額面株式と無額面株式とを有する株主は、その双方の株式の株券を併合することができませんし、不便がございしますので、その変更に関しまして規定したものであります。

第一項は、株主は、このような変更を請求することができるとしたものであります。ただし、会社の事務上の便宜を考慮いたしまして、この請求は、会社が額面株式と無額面株式とを発行している場合に限るものとしたいたしました。また、定款で別段の定めをすることもできることにいたしました。

第二項は、株主が無額面株式を額面株式にすることを請求する場合には、額面株式の額面未納の発行が行われたのと同様の結果なることを防止いたしますために、会社の資本が面株式一株の金額に発行済み株式の総数を乗じた額以上であることと要するものとしたのであります。

第八十八条第二項第五号は、現行法におきましては発行済み株式の額面無額面の別が登記事項とされておりますが、第二百十三條の改正によりまして額面株式と無額面株式との変更ができることとなったことと、発行済み株式の額面無額面の別は、登記する実益に乏しいことにかんがみまして、これを登記事項から除くこととしたのであります。

第二百八十四条ノ二は、第二百十三條の新設規定によりまして額面株式を無額面株式とし、または無額面株式を額面株式といたしました場合に、

資本に變更を生じないこととしたしまして、資本の額を明確にしたものでございます。

第二百四十四条ないし第二百四十一条は、第二百四十三条の規定の新設に伴う整理でございます。

第二百四十三条は、株式の譲渡方式等に関するものでございます。

第二百五条は、現行法におきましては、記名株式の譲渡は、株券の裏書きまたは株券及び譲渡證書の交付によつてすることとなっておりますが、近時における大量の株式の流通にかんがみまして、譲渡の手續を合理化いたしますために、本条を改めたものでございます。

第一項は、株式の譲渡については、株券の交付を要することとしたしまして、株券の裏書きまたは譲渡證書の交付を要しないこととしたいたしました。

第二項は、前項による譲渡方式の改正に伴いまして、株券の占有者を通法な所持人と推定することとしたものであります。

第二百二十六条ノ二は、第二百五条の改正によりまして、記名株式の移転も株券の交付によることとなります。記名株式の流通は容易になります。その反面、株主が一たん株券を失うと、その株券について善意取得者が生じて、その株主は、株主としての権利を失うおそれもございます。そこで本条におきまして、株式の流通よりも、むしろ株式を安全に保持することを望む株主のために、株主が株券の所持を欲しない旨を会社に申し出たときは、会社は、株券の発行を停止し、または株券を銀行または信託会社に寄託しなければならぬものとしたしまして、株券の喪失による危険から株主を保護することとしたいたしました。

第一項は、株主は、その記名株式につきまして、会社に右の申し出をすることができ旨を定めたものであります。この場合すでに発行された株券があるときは、これを会社に提出しなければならぬこととしたいたしました。なお、会社の事務上の便宜を考慮しまして、定款で別段の定め

をすることができるといたしました。

第二項は、第一項の請求があった場合には、会社は、遅滞なく、株券を発行しない旨を株主名簿に記載するか、または株券を銀行または信託会社に寄託し、いずれの措置をとったかを株主に通知することを要することとしたいたしました。

第三項は、会社が株券を発行しない旨を株主名簿に記載したときは、会社は、株券を発行することができませう。また、第一項後段の規定によりまして、会社に提出された株券は、無効になる旨を規定したものであります。

第四項は、株券の所持を欲しない旨の申し出をいたしました株主も、後に株式の譲渡を欲する場合がございまして、そのような場合には、株主は、株券の交付または返還を請求することができるといたしました。また、会社が株券を銀行または信託会社に寄託した場合には、株主は、会社に対してのみ株券の返還を請求することができるといたしました。法律関係の明確化をはかったものでございます。

第五項は、株主の申し出によりまして、会社が銀行または信託会社に株券を寄託いたしましたときは、その費用は、会社の負担といたしました。株主の利益の保護をはかったものでございます。しかし会社が株券の発行を停止いたしました場合、株主の請求によつて株券を発行いたしますときは、その費用を株主に負担させることができず、その場合との均衡を考慮いたしまして、その費用に相当する額につきましては、会社が銀行または信託会社に株券を寄託したときも、会社は、株主にその支払いを請求することができるといたしました。

第四百九十八条第一項第十六号は、株券の所持を欲しない旨の株主の申し出に関する規定を設けたのに伴いまして、罰則について所要の改正を加えたものであります。

第二百二十三条第一項は、第二百二十六条ノ二の新設に伴う条文の整理でございます。

文の整理でございます。

第四百は、議決権の不統一行使でございます。

第二百三十九条ノ二の規定を新設いたしました。株主が二個以上の議決権を有します場合に、これを統一しないで行使することができるといふかにかつましては、現行法上疑問があるわけでございます。信託の引き受け等が行なわれまして、法律上の株主とその株式により実質上の利益を受ける者と異なり得る場合には、法律上の株主が実質上の利益を受ける者の指図に従ひまして議決権を行使することと可能にするために、議決権の不統一行使を認める必要がございまして、その他の場合には、議決権の不統一行使を許さなければならぬとする必要は必ずしもございせんが、議決権の不統一行使を全く許さないこととしたしますと、かえつて株主總會の円滑な運営を阻害する場合も生じ得るわけでございます。本条は、右のような見地から、議決権の不統一行使について規定したものでございます。

第一項は、株主が二個以上の議決権を有しますときは、議決権を統一しないで行使することができるといたしました。この場合には、株主總會の会日から三日前に、書面をもつて、議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならぬものとしたいたしました。

第二項は、株主が株式の信託を引き受けたときは、その他他人のために株式を有することを理由とする場合を除きまして、会社は議決権の不統一行使を拒むことができるものとしたものでございます。

第二百三十九条第六項は、株主が二人以上の代理人を株主總會に出席させることができるかにかつては現行法上疑問がございまして、第二百三十九条ノ二の新設によりまして議決権の不統一行使が認められることに従ひ、二人以上の代理人の出席ができると解される可能性がありますが、株主總會の円滑な運営をはかりましたため、会社は株主が二人以上の代理人を總會に出席させることを拒むことができることとしたいたしました。

でございます。

第二百八十条第三項は、第二百三十九条第六項及び第二百三十九条ノ二の新設に伴う条文の整理でございます。

第五項は、新株発行の手續に関するものでございます。

第二百八十条ノ二第二項につきましては、現行法におきましては、新株引き受け権者に対しまして新株を発行する場合に限つて有利な条件で新株を発行することができるといふことになつております。また、株主以外の者に新株引き受け権を与へますには、株主總會の特別決議を要するものとして株主の保護をはかることとしております。そのため、新株引き受け権が付与されたかにかつて疑問が生じ、争ひとなる事例がございまして、株主にとつて重要なことは、株主以外の者に対しまして有利な価額で新株が発行され、株主の経済的利益が害されることとございまして、株主以外の者に対し新株引き受け権が付与されることとではございせん。したがひまして、本項を改正いたしまして、株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもつて新株を発行いたしますには株主總會の特別決議を要することを明らかにしたものでございます。

第二百八十条ノ三ノ二の規定は、株主に新株発行差しと請求権の行使の機会を与へますために、会社は、払い込み期日の二週間前に、新株の発行に関する事項を公告し、または株主に通知しなければならぬこととしたものでございまして、

第二百八十条ノ三ノ三の規定でございますが、第一項は、株主の新株引き受け権の目的であります株式及び有利発行について株主總會の特別決議のあった株式につきましては、株主に新株発行差しと請求をする機会を与えることを要しませんのので、前条による公告または通知をすることを要しないものとしたのであります。なお、これらの株式につきまして第二百八十条ノ三の規定を適用しないこととしたしたのは、現行法における

同条ただし書きの規定と同じ趣旨でございます。
 第二項は、株主に新株引き受け権が与えられ
 した場合に、端株の合計数に相当する株式及び失
 権株につきまして株主を募集することがあります
 が、これらの株式は、通常少数でございますので、
 この場合には、前条による公告または通知を
 することを要しないものとしたものでございま
 す。

第二百八十条ノ二第二項の改正に伴う条文の整理
 でございます。

第二百八十条ノ三は、第二百八十条ノ三ノ三第
 一項の新設に伴う条文の整理でございます。

第二百八十条ノ十は、第二百八十条ノ二第二項
 の改正に伴う条文の整理でございます。

第六は、新株引き受け権の譲渡でございます。

第二百八十条ノ二第二項第六号と、第七号の規
 定でございますが、現行法におきましては、新株
 引き受け権の譲渡は、会社に対してその効力
 を生じないことと解釈されております。その結果、
 株主が新株引き受け権が与えられた場合に、
 その株金の払い込みのための資金を有しませんと
 きは、旧株の譲渡等によって資金を調達するほか
 はないという不便があるわけでございます。

そこで、本条におきまして、定款または新株発
 行に関する取締役会もしくは株主総会の決議にお
 きまして、株主に与える新株引き受け権の譲渡が
 できることを定めることができるものとしたしま
 した。なお、この場合には、会社は、新株引き受
 け権証書を発行しなければならぬこととなりま
 すが、会社の事務上の便宜を考慮しまして、株主
 の請求がありますときに限りまして、新株引き受
 け権証書を発行する旨を定めることができるもの
 としたしました。

第二百八十条ノ四第二項の規定は、新株の引き
 受け権を譲渡することができる旨を定めましたと
 きは、これを公示する必要があるとしますので、その
 旨を本条第二項の規定による公告に際しまして、
 あわせて公告することとしたしました。

第二百八十条ノ五の規定は、新株の引き受け権
 を譲渡することができる旨並びに株主の請求があ
 りますときに限りまして新株引き受け権の証書を
 発行すること及びその請求をすることができると
 間を定めたときは、これを株主に知らせる必要が
 ございますので、その内容を本条第一項の株主に
 対する通知及び第二項の公告に記載しなければな
 らないこととしたしました。

第二百八十条ノ六ノ二は、株主の新株引き受け
 権を譲渡することができる旨を定めましたとき
 は、その譲渡は、有価証券である新株引き受け権
 証書によってする必要があるとしますので、これにつ
 いて規定したものでございます。

第一項は、会社は、申し込み期日の二週間前
 に新株引き受け権証書を発行しなければならぬこ
 とを定めたのであります。ただし、株主の請求
 があるときに限りまして、新株引き受け権証書を
 発行すべき旨及びその請求をすることができると
 間を定めたときは、その定めに従うことにいたし
 ました。

第二項は、新株引き受け権証書によりまして新
 株の申し込みに必要な事項を知ることができま
 すように、新株引き受け権証書の記載事項を定めた
 ものであります。

第二百八十条ノ六ノ三は、第一項は、株主の有
 する新株の引き受け権の譲渡ができることとする
 場合に、その譲渡が円滑に行なわれますよう、新
 株引き受け権の譲渡は、新株引き受け権証書の交
 付によってすることとしたのであります。

第二項は、新株引き受け権証書につきまして、
 株券と同様、その占有者を適法な所持人と推定
 いたしますとともに、その善意取得者を保護いたし
 ますために、所要の規定を準用いたしましたものであ
 ります。

第二百八十条ノ六ノ四は、第一項は、新株引き
 受け権証書を発行いたしました場合には、新株引
 き受け権の譲渡は、新株引き受け権証書の交付に
 よってなされることとなりますので、この場合の
 株式の申し込みも新株引き受け権証書によってい

たすことにいたし、株式申し込み証による株式の
 申し込みに関する規定中所要の規定を準用したも
 のでございます。

第二項は、新株引き受け権を有する者が新株引
 き受け権証書を喪失した場合には、除権判決を得
 る期間がないと考えられますので、新株引き受け
 権証書によらないで、株式申し込み証によって、
 株式の申し込みをすることができるといたした
 ものであります。しかし、新株引き受け権証書
 を取得した者があって、その者がその新株引
 き受け権証書によって株式の申し込みをいたした
 ときは、株式申し込み証による申し込みは、効力
 を失うことにいたしまして、その間の法律関係を
 明確にいたしましたのであります。

第二百八十条ノ十四は、新株式引き受け権証書
 を発行する場合につきまして、株金の払い込みの
 取り扱い場所に関する所要の規定を準用したもの
 であります。

第四百九十八条第一項第九号は、新株引き受け
 権証書に関する規定を設けましたのに伴いまし
 て、罰則につきまして所要の改正を加えたもので
 あります。

第二百二十二条ノ四は、新株引き受け権証書の
 制度の新設に伴う条文の整理でございます。

第二百六十六條ノ三第一項は、新株引き受け権
 証書の制度の新設に伴う条文の整理でございます。

第二百八十条ノ十二は、新株引き受け権証書の
 制度の新設に伴う条文の整理でございます。

第七は、転換社債の転換請求に関する規定で
 ございますが、条文の順序が前後いたしますが、第
 三百四十一条の七から御説明申し上げます。

現行法におきましては、株主名簿閉鎖期間内
 は、転換社債の転換の請求をすることができない
 ことといたしておりますので、転換社債権者に
 りましては、その期間内に転換社債の転換を請求
 して株式として売却することができないという不
 便がございます。このため外国において転換社債
 を発行するについて、支障が生じておるわけでござ

います。
 そこで、本条の改正によりまして、株主名簿閉
 鎖期間内も転換の請求をすることができると
 いたしまして、条文を一条繰り下げたものでござ
 います。

もとへ戻りまして、第三百四十一条の六第一項
 は、株主名簿閉鎖期間内の転換請求によりまして
 株式が発行される場合に、このような株式の株主
 もその期間内に開かれる株主総会におきまして議
 決権を有することとしたとしますと、その者に対す
 る総会招集通知が必要となる等会社の事務上の負
 担を増加し、また、転換社債権者にとりまして
 も、その総会で議決権を行使する必要性は少ない
 と考えられますので、このような株主は、株主名
 簿閉鎖期間内は、議決権を有しないものとしたし
 たのでございます。

第二項は、会社が総会において議決権を行使す
 べき株主を定めるために基準日を定めました場合
 におきまして、その日以後の転換請求によりまして
 株式が発行されたときは、その株式の株主
 も、株主名簿閉鎖期間内の転換請求により発行さ
 れた株式の株主と同様に、その総会におきまして
 は、議決権を有しないものとしたのでございま
 す。

次は、附則でございます。

第一項は、施行期日を定めたものでございます。

第二項は、新法の適用に関する原則を定めたも
 のでございます。

第三項は、この法律の施行前に行なわれた株式
 の移転または取得につきましては、この法律の施
 行後も、なお旧法第二百五条及び第二百二十九条
 の規定を適用いたしますが、この法律の施行前に
 株券を取得した者がこの法律施行後に株券を占有
 いたしておりますときは、適法な所持人と推定さ
 れることとしたのでございます。

第四項は、この法律の施行前に発行された株券
 をこの法律の施行後取得するにつきましては、株
 券の裏書きまたは株式の譲渡を証する書面の整否
 につきまして調査をいたさなくとも、善意取得の

妨げにならない旨を規定いたしましたものでございます。

第五項は、この法律の施行の日から二週間以内の口を会日とする株主総会または創立総会における議決権の行使につきましては、二人以上の代理人の出席の拒否及び議決権の不統一行使に関する新法の規定を適用しないこととしたものであります。

第六項は、この法律の施行前に新株の発行の決議または株主以外の者に新株引き受け権を与える旨の決議がありました場合には、その新株の発行については、なお従前の例によることとしたものであります。

第七項は、商法第二百二十四条ノ三第一項の規定による基準日がこの法律の公布の日でありますときは、新法第三百四十一条ノ六第二項の規定は、適用しないものといたしましたのであります。

第八項は、新法第二百四十四条ノ四第一項及びその準用規定並びに第三百四十九条第二項において準用する第二百四十五条ノ三第三項の規定による株式の価格の決定に関する裁判手続等を定めずため、非訟事件手続法に所要の改正を行なったものでございます。

第九項は、新法第二百四十四条ノ二から第二百四十四条ノ五までの規定を設けましたことに伴いまして、有限会社社員の持分譲渡につきまして社員総会が承認しない場合等に関する規定を整備する等のため有限会社法に所要の改正を加えたものでございます。

第十項は、有限会社法の改正に伴いまして、経過規定を定めたものでございます。

第十一項は、新法及び付則第七項による改正後の再評価積立金の資本組入に関する法律の規定によりまして株主の新株引き受け権が新株引き受け権証書によって譲渡できる道が開かれたことに伴いまして、外資に関する法律の規定を整理いたしましたものでございます。

第十二項は、株式会社の新株引き受け金の資本組入に伴い新株を発行する場合も、商法の

規定によりまして新株を発行する場合と同様、株主の新株引き受け権を新株引き受け権証書によって譲渡する道を開くため、株式会社の新株引き受け金の資本組入に関する法律に所要の改正を加えたものでございます。

第十三項は、新法第二百四十四条第一項の改正及び第二百四十四条ノ二から第二百四十四条ノ五までの規定の新設に伴いまして、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律を整理いたしますとともに、その不備を補いますため、所要の改正を加えたものでございます。

第十四項は、商法の改正に伴い会社更生法の規定を整理いたしましたものでございます。

第十五項は、新法によりまして株式の譲渡につきまして取締役会の承認を要する旨の定めが登記事項となりましたこと及び第四百六十六条の改正に伴いまして、商業登記の手続を定めずため、商業登記法に所要の改正を加えたものでございます。

以上が商法の一部を改正する法律案の事項別逐条説明でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○横山委員 いま提案理由の説明並びに逐条説明を、膨大なものをお読みいただいたのであります。が、私の感ずるところを申し上げますと、専門家の同僚諸君は別といたしましても、なかなか容易に、この多岐に発展をいたします問題を短い期間で審議ができるかどうか。十分な審議をしないままに本院を通過することによって、将来われわれの職責が十分とまらなかつたということをおそれるのであります。

それで委員長にお願いしたのであります。が、まことに恐縮なお願いでございますけれども、この商法の一部改正は、もちろんわれわれの質問によつて政府がお答えになり、議論が発展するとは思いますが、審議が円滑に重点的に行なわれますように、改正案の問題点を客観的に整理をしてもらいたい。それができるかどうかは、専門

委員室にお願いすることになると思うのであります。が、政府とは別な立場で、客観的に、どこが一体問題なのか、それはこういう意見とこういう意見があるから議論を煮詰めるべきではなからうか、あるいはまた、この改正案には載っていないけれども、従来商法の改正についてはこういう点が議論がある、これは一体そのまゝ審議を尽くさなくてもいいのであらうかという問題点、それらをひとつ、あまり膨大なものをつくつてもらつても、また要約なんということになると思ひますから、しろうとの私が要求してぜいたくな話であります。が、要約された問題点というものをなるべく本委員会に提出していただくわけにはまいるまいか、その問題点によつて重点的に審議をするようにできないものであらうか、こう考えるのであります。が、どうでございますか。

○大久保委員長 ただいまの横山委員からの御発言は、御発言の趣旨に沿ひまして善処いたします。

○横山委員 お願いいたします。

○大久保委員長 次会は明後三十一日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十二分散会

法務委員会議録第七号中正誤

段行 誤 正 検察庁

五二五 検察庁

法務委員会議録第八号中正誤

段行 誤 正 審査会の委員

一四末九 審査員

三二末四 うでし、

七三二七 六九月

八四末七 設備に

昭和四十一年四月一日印刷

昭和四十一年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局